

通信日付印	整理番号	事務所	納税番号	申告区分
-------	------	-----	------	------

受付印

令和 年 月 日

埼玉県 県税事務所長

法人番号 申告年月日

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額	
代表者名	経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (63の金額)	⑧ 兆 十億 百万 千 円 00	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (36の金額)	① 兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		予定申告税額 (1× $\frac{6}{前事業年度又は前連結事業年度の月数}$)	② 兆 十億 百万 千 円 00
所得割額 ($\frac{64}{前事業年度の月数}$)	⑨ 兆 十億 百万 千 円 00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③ 兆 十億 百万 千 円 00
付加価値割額 ($\frac{65}{前事業年度の月数}$)	⑩ 兆 十億 百万 千 円 00	この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④ 兆 十億 百万 千 円 00
資本割額 ($\frac{66}{前事業年度の月数}$)	⑪ 兆 十億 百万 千 円 00	均 等 割 額	⑤ 兆 十億 百万 千 円 月
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		円× $\frac{⑤}{12}$	⑥ 兆 十億 百万 千 円 00
収入割額 ($\frac{67}{前事業年度の月数}$)	⑫ 兆 十億 百万 千 円 00	この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦ 兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		この申告の期間	・ ・
所得割額 ($\frac{68}{前事業年度の月数}$)	⑬ 兆 十億 百万 千 円 00	前事業年度又は前連結事業 年度の期間	・ ・
付加価値割額 ($\frac{69}{前事業年度の月数}$)	⑭ 兆 十億 百万 千 円 00	通算親法人の事業年度 の期間	・ ・
資本割額 ($\frac{70}{前事業年度の月数}$)	⑮ 兆 十億 百万 千 円 00	備考	
収入割額 ($\frac{71}{前事業年度の月数}$)	⑯ 兆 十億 百万 千 円 00	関与税理士 署名	(電話)
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業			
付加価値割額 ($\frac{72}{前事業年度の月数}$)	⑰ 兆 十億 百万 千 円 00		
資本割額 ($\frac{73}{前事業年度の月数}$)	⑱ 兆 十億 百万 千 円 00		
収入割額 ($\frac{74}{前事業年度の月数}$)	⑲ 兆 十億 百万 千 円 00		
特別法 業 法 人 税	前事業年度の特別法人事業税額 (86の金額)		
	⑳ 兆 十億 百万 千 円 00		
	特別法人事業税額 ($\frac{20}{前事業年度の月数}$)		
	㉑ 兆 十億 百万 千 円 00		
	予 定 申 告 税 額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		
	㉒ 兆 十億 百万 千 円 00		
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額		
	㉓ 兆 十億 百万 千 円 00		
	この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額		
	㉔ 兆 十億 百万 千 円 00		
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		
	㉕ 兆 十億 百万 千 円 00		

事業年度 . . . 法人名

前事業年度の事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	26	(兆 十億 百万 千 円)		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				法人税割額 27				
所得割	所得金額総額 37			道府県民税の特 定寄附金税額控 除額	28			
	所得金額 38			税額控除超過 相当額の加算額	29			
付加価値割	付加価値額総額 39			外国の法人税等 の額の控除額	30			
	付加価値額 40			仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	31			
資本割	資本金等の額総額 41			租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	32			
	資本金等の額 42			納付すべき法人税割額 27-28+29-30-31-32-33	33			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				差引法人税割額 34-29-35				34
収入割	収入金額総額 43			35のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	35			
	収入金額 44							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				前事業年度の特別法人事業税額の明細				
所得割	所得金額総額 45			法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	75	兆	十億 百万 千 円 00	
	所得金額 46			同上に対する特別法人事業税額 (75)× / 100	76			
付加価値割	付加価値額総額 47			法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	77		00	
	付加価値額 48			同上に対する特別法人事業税額 (77)× / 100	78			
資本割	資本金等の額総額 49			法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	79		00	
	資本金等の額 50			同上に対する特別法人事業税額 (79)× / 100	80			
収入割	収入金額総額 51			法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	81		00	
	収入金額 52			同上に対する特別法人事業税額 (81)× / 100	82			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				合計特別法人事業税額 (76)+(78)+(80)+(82)				83
付加価値割	付加価値額総額 53			仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	84			
	付加価値額 54			租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	85			
資本割	資本金等の額総額 55			納付すべき特別法人事業税額 83-84-85	86			
	資本金等の額 56							
収入割	収入金額総額 57							
	収入金額 58							
合計事業税額 58+40+42+44+46+48+50+52+54+56+58				59				
事業税の特定寄附金税額控除額				60				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				61				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				62				
納付すべき事業税額 59-60-61-62				63				
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								
所得割	64	兆	十億 百万 千 円	付加価値割	65	兆	十億 百万 千 円	
資本割	66			収入割	67			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								
所得割	68	兆	十億 百万 千 円	付加価値割	69	兆	十億 百万 千 円	
資本割	70			収入割	71			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								
				付加価値割	72	兆	十億 百万 千 円	
資本割	73	兆	十億 百万 千 円	収入割	74			

③の内訳